

教育長に上原重治氏を任命



先の3月議会において、任期満了に伴い退任される富永 雄 教氏の後任として、上原 重治氏を教育長に任命する議案が同意されました。任期は平成29年4月2日から3年です。

(経歴)
滋賀県教育委員会事務局や旧新旭町教育委員会事務局等での勤務を経て、朽木西小学校長、安曇川中学校長を歴任。本市教育委員会事務局では主席教育次長や教育指導部長を務めた。

教育委員会委員に田邊さんが就任



この度、田邊 栄美子さんが高島市教育委員会委員に就任されました。また、平成21年から教育委員を務められた北川 暢子さんは、任期満了に伴い退任されました。長きにわたり教育行政の発展にご尽力賜りましたことに対し、感謝申し上げます。

☎教育総務課 ☎(32) 1132

高島市教育委員会
第3回 定例会報告 3月24日開催

【議案】

- (1) 高島市スポーツ推進委員の委嘱について
- (2) 高島市立図書館協議会委員の任命について
- (3) 高島市文化財保護審議会委員の任命について
- (4) 高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部を改正する告示案

【協議・報告事項】

- (1) 市内小学校いじめ事案にかかる対応について
- (2) 高島市教育大綱の見直しについて
- (3) 平成29年度「教育の重点」の策定について
- (4) 平成28年度3月補正予算(第8号)(案)について
- (5) 平成29年度補正予算(第1号)(案)について
- (6) 平成29年3月高島市議会定例会一般質問の概要報告
- (7) 高島市教育委員会教育長職務代理者の事務委任に関する規程について
- (8) 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に伴う内部評価結果について
- (9) 平成29年度高島市立小中学校入学式について

第54回 生ごみ減量ガンバろう



資源ごみ回収量 結果

- 紙ごみ…1,540kg
- 燃えないごみB類…820kg
- ビン類…644kg
- カン類…77kg
- ペットボトル…39kg
- プラスチックボトル…21kg

合計約3tの資源ごみを回収できました。ご協力ありがとうございました！

3月19日(日)に、今津・安曇川会場でリサイクル広場を開催しました。年度末の開催ということもあり、非常に多くの方が来場され、資源ごみを持ち込まれました。この機会により、来場者のごみの分別意識向上につなげることができました。



「リサイクル広場」を開催しました！

環境センターでは、監視強化のため毎月1回、ダイオキシン類の測定をしています。今後も引き続き監視を行い、環境センターの適正運転に努めます。

測定日	測定結果	法基準値
平成29年3月2日	0.085ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g

●イヤイヤ期は成長の表れ
2歳の時期は「第一次反抗期」とも呼ばれます。「イヤ」と自己主張をすること、「あれこれしたい」と自主性が高まることは、子どもの成長の表れであり喜ばしいことです。ただ、まだまだ2歳の子どものすることなので、すべてを上手にできるわけではありません。言葉でしっかり伝えられず、思いが伝わらないことで癇癪(かんしゃく)を起こすことも少なくありません。ただただ怒ってしまうのではなく、単にわがままを言っているのではな

イヤイヤ期をうまく乗り切ろう
お着替えを嫌がる、おむつ替えを嫌がるなど2歳になると子どもにはだんだんと自我が芽生えてきます。今まで大人しくさせてくれていたことを急に嫌がる時期が訪れます。だだをこねたり、泣き叫んだり…そんなイヤイヤ期の子どもをもつ親は、なだめたり説得したりしつつも、自分のイライラを抑えることにも苦労します。

イヤイヤ期への対処方法
泣いて嫌がる子には、その原因から注意をそらしましょう。子どもの言葉に耳を傾けてあげましょう。じっくり向き合うことで子どもも次第に落ち着いてきます。



5月は児童福祉月間
「できること たくさんあるよきみのてに」
※平成29年度児童福祉週間標語
子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことは、みんなの願いです。未来を担う子どもたちが、家庭や地域において、豊かな愛情に包まれてのびのびと育つことのできる環境づくりに取り組みましょう。

☎子ども家庭相談課 ☎(25) 85117
心の余裕、時間の余裕、笑顔の意識をもちましょう。

☎相談は ☎(25) 8106
相談窓口から はい!ニッコリ
消費生活センター

高齢者を見守りましょう!

- 事例**
- 認知症の母が訪問販売でりんごを大量に買った。
 - 父宛てに注文した覚えのない健康食品が送られてきた。
 - 母が商品の展示会場に通い、高額な商品を次々に買っていた。
 - 父に市役所を騙り「医療費の還付金がある」と電話がかかってきた。



見守りが被害を防ぎます

高齢者が狙われています。家族やご近所、ヘルパーなどの身近な人による見守りが、被害の未然防止や救済につながっています。おや?と思ったらまず一声かけましょう。トラブルや被害にあっているとわかったら、消費生活相談センターへご相談ください。

※消費生活センターの専用電話を設置しました。
☎(25) 8106

▼5月は消費者月間です
安全・安心で豊かに暮らすことができる社会が実現される未来に向けて、今年度の消費者月間では、「行動しよう 消費者の未来へ」をテーマとして掲げ、取り組みます。